

社会福祉士養成課程における

科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」のルーブリック

中部学院大学人間福祉学部 宮嶋 淳

I. 概念整理

- ルーブリックとは、「目標に準拠した評価」のための「基準」作りの方法論であり、学生が何を学習するのかを示す**評価規準**と、学生が学習到達しているレベルを示す具体的な**評価基準**を、マトリックス形式で示す評価指標である。学習者の「パフォーマンスの成功の度合いを示す尺度と、それぞれの尺度に認められるパフォーマンスの特徴を説明する記述語で構成される、評価基準の記述形式」として定義される評価ツールのこと。

濱名 篤 (2013)「教育講演『社会福祉教育研究とルーブリック評価』」『日本社会福祉教育学会第3回春季研究集会』

- ルーブリックとは、パフォーマンス評価の一種である。ルーブリックは評定尺度とその内容を記述する指標から成り立っていて、「評価指針」と訳される。この評価指針は学習課題に対する子どもたちの認識活動の質的な転換点を基準として段階的に設定されていて、指導と学習にとって具体的な到達点の確認と次のステップへの指針となる。

このパフォーマンス課題では、「4. 十分な達成—このプラン作成のために乗法を使う。 3. 実質的に達成—示唆を得て、このプラン作成のために乗法を使う。 2. 部分的な達成—プラン作成にあたって乗法で時々つまずく。 1. 未達成—このプラン作成のために乗法を使わない」というルーブリックが提案できる。パフォーマンス評価は、かなり高次の学力評価の方法である。したがって、どのような評価方法によって、どのような学力の質や構造が浮かび上がるのかを常に意識して、評価方法の選択を行うべきであろう。

田中耕治 (2008)『教育評価』岩波書店、159

- ルーブリック開発の手順： (1)教科ごとの評価の観点及びその趣旨を理解する (2)目標分析 (3)観点別に概括的な評価規準を設定する (4)評価場面と具体的な評価目標の設定 (5)具体的な評価基準の設定 (6)評価の実施とルーブリックの修正である。

まとめると、①科目の内容を理解すること、②科目の到達点を明らかにすること、③評価規準の枠組みを決めること、④評価の時期や方法を考えること。そして⑤評価基準の作成、⑥評価の実施と修正となる。

小林哲也 (2013)「専門職養成教育におけるルーブリック意義と具体的な活用」『日本社会福祉教育学会第3回春季研究集会』

- 規準＝判断や行動の手本となる規則。基準＝物事の判断の基礎となる標準。

『大辞林』三省堂

- 「評価基準」(Criterion)とは、学習達成目標。この目標をどの程度実現しているのかを判断する量的な尺度を「評価基準」(Standard)という。

高浦勝義 (2004)『絶対評価とルーブリックの理論と実際』黎明書房、58

- ブルームは、「分類学 (タキソノミー) に表現される知的能力は知識を必要条件」とすると主張することによって、知識教授の意義を確認すると同時に、「知識+技能=能力」という図式のもとに問題解決能力をその高次のものとして位置づけている。

田中耕治 (2008)『教育評価』岩波書店、111

- アンダーソンの分類と、ブルームの「分類学」を比較すると、客体としての「知識次元」と主体としての「認知過程次元」とが明瞭に区分され、「知識次元」を分類する際に認知心理学や構成主義的な学習観の成果を反映して、「概念的知識—なぜそれでいいのか」と「手続き的知識—ど

うやればいいのか」とが区分されるとともに、「メタ認知的知識」が位置づけられている。

田中耕治 (2008)『教育評価』岩波書店、113

- メタ認知＝人間が自分自身を認識する場合において、自分の思考や行動そのものを対象として客観的に把握し認識すること。それをおこなう能力をメタ認知能力という。

ウィキペディア([http](http://))

- 教育目標が設定される「文脈(コンテキスト)」が意識されていること。「内容・能力・文脈」

田中耕治 (2008)『教育評価』岩波書店、111

- ルーブリックは、子どもの学習成果を得点化するためのフォームなり指針を指しており、そのフォームの中には、子どもが何を学習すべきかを示す評価規準 (Criterion) 及び、子どもが学習到達しているレベルを示す評価基準 (Standard) があらかじめ設定されていることが大切である。

高浦勝義(2004)『絶対評価とルーブリックの理論と実際』黎明書房、77

II. 操作的定義 (概念規定)

ルーブリックを作成する際、ルーブリックがパフォーマンス評価の一種であるので、「教員の指導と学生の学習にとって具体的な到達点の確認と次のステップへの指針」となるよう創られなければならない。パフォーマンス評価は、学力の質や学力の構造が明確であり、求められるパフォーマンスとは何かを説明できなければならない。

ブルームの「分類学 (タクソノミー)」とアンダーソンの「二区分次元 (知識+認知過程)」を考慮すれば、ルーブリックは「知識×技能×自己覚知 (メタ認知)」に係る区分と構造を総合的に有していなければならない。

最終的にルーブリックは教育目標に相関する「文脈 (コンテキスト)」で到達点をチェックできなければならない。

III. ルーブリック構築上の視点・視座

- (1)科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の評価の観点(「ねらい」と「含まれるべき事項」)の理解

- (2)目標分析(上記「ねらい」と「含まれるべき事項」並びに「想定される教育内容の例」は妥当か。)

⇒「妥当性」を如何に判断するか。

* 上記の理解で解すれば、「目標に相関する文脈で『知識+技能+自己覚知』への到達を保障しているかどうかで判断することになる。

* 自己覚知とは、例えば「児童福祉司として仕事が出来る」や「スクールソーシャルワーカーとして学校現場に入っていける」がイメージできる。

- (3)概括的な評価規準を設定する

⇒上記(2)が「妥当」であれば、それに準拠する(マトリックスの「行」)

不足していれば、追加する。(根拠は「教育目標」がキーとなる)

⇒「ねらい」と「含まれるべき事項」各々を十分満たしていると判断する尺度(マトリックスの「列」)を如何に設定するか。

* 例えば、評価のS・A・B・C・Dの判定根拠。点数化できる尺度。

- (4)評価場面と具体的な評価目標の設定

⇒上記(3)を「評価される者」からの視点から「評価する者」の視点にふり返ることで点検できる

* 点検は「自己覚知」の観点から、セルフ・チェックができることが求められる

(5) 具体的な評価基準の設定

- * 力量を想定した評価基準を設けるほうが具体的で誰にでもわかりやすい
例えば、医療職は実施する業務が明確であり、求められる「出来る」がわかりやすい

(6) 評価の実施とルーブリックの修正

- * 高等教育で提供する養成教育が十分か否かの判定は、想定した力量を持つ学生が想定した職場で、想定したとおりの仕事ができているのか、するための障壁は何か、できないとすれば、何が不足していたのかという、エビデンスをベースに行う。
ルーブリックの評価・修正は、エビデンスに基づかなければならない。

IV. 学生たちは系統的にどこまで学んできているのか

例えば、性と生殖に関する教育を進める研究会は、表1のような学びの系統図を示している。これに学生が到達しているのか否かを判断、あるいは把握する方法は、現状としてレポート・テスト・国家試験・アンケートが想定される。これで十分であるのか、他の方法を用意すべきかなど疑問も多い。しかし、データの収集・蓄積は今後の課題である。

V. 社会福祉士養成教育の中で、何を学ぶべきなのか

社会福祉士養成課程の指定科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」の目標「ねらい」(含まれるべき事項)

- 1、児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（子育て、一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力（DV）の実態含む。）について理解する。（①児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際）
- 2、児童・家庭福祉制度の発展過程について理解する。（②児童・家庭福祉制度の発展過程）
- 3、児童の権利について理解する。（③児童の定義と権利）
- 4、相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度や児童・家庭福祉にかかる他の法制度について理解する。（④児童福祉法、⑤児童虐待防止法、⑥DV法、⑦母子および寡婦福祉法、⑧母子保健法、⑨児童手当法、⑩児童扶養手当法、⑪特別児童扶養手当法、⑫次世代育成支援対策推進法、⑬少子化社会対策基本法、⑭売春防止法、⑮組織団体の役割、⑯関連専門職、⑰関連職種とネットワーク、⑱児童相談所の役割と実際）

教育ゴール・目標の再設定

- ① 児童福祉に関する科目群においては、対象論を軸に展開する。
- ② その対象とは、子どもとその家庭であり、児童福祉の目的は当事者（子ども）を主体とした生活支援を行っていくことである。
- ③ 生活支援の領域は「身近なところ」にあり、地域（≒社会的養護・家庭的養護含む）である。
- ④ 科目群の到達目標・目的として、生活支援とマネジメントができる SWr を育てる。
- ⑤ ④のような SWr とは、当事者から選ばれるような専門性がある SWr である。
- ⑥ 子どもと家族を取り巻く問題の本質を受け止められる理論と感性を持っている SWr である。
- ⑦ SWr 要請は、構造的かつ複数年で到達できるルーブリックを作成する
- ⑧ 本科目⇒演習⇒実習⇒インターンシップ⇒就職まで一貫性をもった教育

VI. ルーブリックの構築

(1) 目標分析： 上記「ねらい」と「含まれるべき事項」並びに「想定される教育内容の例」は妥当か。

- * 選定した「出口」に即して検討する。
- * 子ども支援の大きな目標は、国連子どもの権利条約に具現化されている。
これをひとつの尺度として利用する。

追加的に含めるべき内容

<生活支援とは何か？>

- ・ 衣食住の安心、安全、快適、公正
- ・ 遊び+学び+健康+癒し+費やす

育ちの理解・支援・実践

<子どもの権利条約に立ち返ってみる>

「生きる権利」（発達） 「参加する権利」

「守られる権利」（差別・虐待から守られる、紛争・障害児・マイノリティ）

「育つ権利」（社会教育、家庭教育）

⇒子どもが権利侵害を受けていないかどうか敏感にならなくてはいけない。

明確な子ども観を持っていてはいけない。

以上のことは

- ・ 【社会学⇒社会福祉発展論⇒社会福祉原論】の中で基礎知識を得ておかないと語れない。
- ・ 社会学や法学なども社会福祉士用に「このようなことを教えて下さい」と担当にお願いしておかなくてはならない。
- ・ 他科目（特に社会福祉原論）がどのようにつながっていくのかを認識しなくてはならない。

ソーシャルワーカーとしての到達点（目標・ゴール）

- ・ 子どもが成長・発達など生きることを支えることができる
- ・ 子どもが自由に意見を言い、参加できる
- ・ 子どもの権利擁護のためのSAができる
- ・ 子どもが育つ（学ぶ）を支えることができる。
- ・ 特別な配慮が必要な子どもに適した支援ができる。

(2) 概括的な評価規準を設定する

上記(1)が「妥当」であれば、それに準拠する（マトリックスの「行」）。不足していれば、追加する。（根拠は「教育目標」がキーとなる）。国が示している「ねらい」と「含まれるべき事項」は、ルーブリックの到達点ではなく、形成的力量のプロセスで必要となる評価項目であると理解する。

国が示している「ねらい」と「含まれるべき事項」各々を十分満たしていると判断する尺度（マトリックスの「列」）を如何に設定するか。例えば、評価のS・A・B・C・Dの判定根拠。点数化できる尺度となり得るか。点数化するのは今後の検討とする。

(3) 評価場面と具体的な評価目標の設定は、上記(2)を「評価される者」からの視点から「評価する者」の視点にふりかえる。これが「基準」を「規準」とする作業である。

(4) 具体的な評価基準の設定：完成させたルーブリックは表1及び表2

VII. 今後の課題

今回作成したルーブリックは、以下のような課題がある。

(1) 評価の実施とルーブリックの修正（科目の限界）

⇒この科目(30時間)で到達できる範囲はどこまでか・・・「理論・講義系」領域

⇒ルーブリック中、「理論・講義系」領域と「模擬的体験・経験、演習系」とを、どのように統合するのか

(2)行①～⑤の内容検討・・・次の表に見られるような「重み付け」という観点でどのように考慮するのか。

(3)列S～Cの内容検討 ⇒例えば、C：にもレベルがあるのではないかと、また、列はいつく必要なのか。次の表のような6つではどうなのか

(4)行と列の統合とその内容検討

知識と技能にメタ認知を加えることにより、三次元的な学びを体系化していけるとして、その対応はどのように統合、あるいは総合していけばよいのか。

(5)統合した内容を如何に測定・評価するのか

専門性の発揮は、状況に即応させる必要があると考えられるので、「文脈」や「状況」と力量の発揮と、照合される必要があるだろう。

表1 児童福祉分野の統合的ゴールをイメージしたルーブリックの構造

	S: 学びをふり返り・循環させられる (統合力)	A: 学びの成果をプレゼンできる (観察力・一般化力)	B: 学びの成果を考察し、レポートできる (考察力)	C: 学んだことと専門用語を適切に結びつけることができる (理解力)	備考 (本科目を学ぶ上で背景となる科目) A: 指定科目 B: 保育士科目 C: その他科目	
①子どもが発達・成長など生きるを支えることができる	事後 指導 統合系 (卒論)	実習 インターン	模擬的 体験 ・ 経験 演習系		人体の構造と機能 (A) 心理学 (A) 発達心理学 (B) 子どもの保健 (B) 子どもの食と栄養 (B)	
②子どもが自由に意見を言い、参加することができる				理論	権利擁護と成年後見制度 (A)	
③子どもの権利擁護のためのSAができる				講義系	権利擁護と成年後見制度 (A) 相談援助の理論と方法Ⅱ (A) 社会的養護 (B) 社会的養護内容 (B)	
④子どもが育つ(学ぶ)を支えることができる					家庭支援論 (B) 教育原理 (B) 保育内容 (B) 保育技術 (B)	
⑤特別な配慮が必要な子どもに適した支援ができる					障害者に対する支援と障害者自立支援法 (A) 障害児保育 (B)	
				情報処理演習 (C)	レポート作成法 (C)	

現代社会と福祉(A)
 社会理論と社会システム(A)
 福祉行財政(C)
 福祉サービス(C)

表2 児童福祉分野の統合的ゴールをイメージしたルーブリックの規準

	S:学びを振り返り・循環させられる	A:学びの成果をプレゼンできる	B:学びの成果を考察し、レポートできる	C:学んだことと専門用語を適切に結びつけることができる	備考
	統合力	観察力・一般化力	考察力	理解力	
①子どもが発達・成長など生きるを支えることができる	子どもにとって望ましい生活のあり方を充分理解することで、実践に応用することができる。	子どもにとって望ましい生活のあり方を説明することができ、対象となる子どもにどのような生活が欠けているか観察できる。	子どもの発達・生活・遊びを理解し、子どもにとって望ましい生活のあり方を説明し、考察できる。	子どもの心身発達・生活・遊びを知り、子どもにとって望ましい生活のあり方を理解する。	人体の構造と機能 発達心理学 こどもの保健 こどもの食と栄養
②子どもが自由に意見を言い、参加することができる	子どもの心身の発達についての知識を考慮し、参加や意見表明の受け止めや、できるよう個人や集団への関わりや機会提供などの支援ができる。	子どもの心身の発達を考慮し、参加や意見表明の受け止めや、できるよう個別に関わることができる。	子どもの心身の発達についての知識を持ち、参加や意見表明の場面を捉えることができる。	子どもの心身の発達についての知識を持ち、どのように参加や意見を表現するかを理解する。	権利擁護と成年後見制度 相談援助の理論と方法 相談援助の基盤と専門職
③子どもの権利擁護のためのSAができる	子どもの心身の発達・とりまく環境を考慮したうえで、子どもの権利侵害の状況を把握し、擁護することができる。とともに、予防などの取り組みが展開できる。	子どもの心身の発達・とりまく環境を考慮したうえで子どもの権利について理解し、権利侵害の状況を把握し、擁護することができる。	子どもの心身の発達、子どもの権利について理解し、権利侵害の状況を把握することができる	子どもの心身の発達、子どもの権利について理解する	権利擁護と成年後見制度 相談援助の理論と方法 相談援助の基盤と専門職 社会的養護 社会的養護内容
④子どもが育つ(学ぶ)を支えることができる	子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための方法(養護)と子どもが健やかに成長するための発達援助(教育)を踏まえ、実践に展開できる	子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための方法(養護)と子どもが健やかに成長するための発達援助(教育)の踏まえ、どのような援助が必要かを分析できる。	子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための方法(養護)と子どもが健やかに成長するための発達援助(教育)について説明し、考察できる。	子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための方法(養護)と子どもが健やかに成長するための発達援助(教育)について理解する。	家庭支援論 教育原理 保育原理 保育内容(健康、人間関係、環境、言葉、表現)
⑤特別な配慮が必要な子どもに必要な子どもに適切な支援が出来る	特別な配慮が必要な子どもに直接的な関わりが持て、当事者及び家庭のニーズを捉えた支援の方法、サービスを関係機関の連携調整も含めて展開できる	特別な配慮が必要な子どもに関する知識があり、関わる事ができる。また当事者及び家庭のニーズを捉え、支援の方法、サービスを展開できる	特別な配慮が必要な子どもに関する知識があり、関わる事ができる。また当事者及び家庭のニーズを捉えた支援の方法、サービスについて考察できる	特別な配慮が必要な子どもに関する知識があり、支援の方法、サービスについて理解する	家庭支援論 相談援助 障害児保育 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 教育原理 保育原理 保育内容(健康、人間関係、環境、言葉、表現)